

信用保証料助成事業

【実施要領】

1. 助成対象となる保証

会員事業者（以下「事業者」）の経営の安定に資することを目的とし、事業者が金融機関から融資を受けるために、岐阜県信用保証協会及び岐阜市信用保証協会から得た保証とする。

※令和6年3月1日から令和7年2月28日の間に得た保証を対象とする。

2. 助成金額

(1) 信用保証料の1/2の額とする。

但し、借換え等により保証料の返還等がある場合は、その額を差し引いた額の1/2とする。

(2) 1事業者当りの限度額は1事業年度40万円とし、保証内容による限度額は下記に示す。

但し、限度額に達するまで再助成を受けることができる。

限度額①：国が定める「災害関係保証」（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条）または「東日本大震災復興緊急保証」（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条）の認定を受けた融資に係る保証については、全日本トラック協会の協調助成により、1事業者当り**40万円**を限度とする。

②：岐阜県及び岐阜県下の市町村等の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援を目的とした制度融資に係る保証、及び国が定めるセーフティーネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～8号及び同条第6項「危機関連保証」に基づく認定）は、全日本トラック協会の協調助成により、1事業者当り**30万円**を限度とする。

③：上記①及び②以外の保証については、1事業者当り**20万円**を限度とする。

3. 予 算

500万円

4. 助成金交付（請求）期間

令和6年4月22日（月） ～ 令和7年3月3日（月）

5. 適用可否決定

上記予算の範囲内で先着順にて可否決定を行う。

6. 留意事項

(1) 信用保証料助成金交付申請書（様式1）

保証料支払（融資実行）後、概ね1ヶ月以内に申請すること。

※最終申請期限は、令和7年3月3日（月）までとする。

〈助成のフローチャート〉

